

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部選挙課
自治行政局選挙部政治資金課
自治行政局選挙部政党助成室

1. 改正理由

金融機関への振込みにより支出をした場合の提出書類の簡素化のため、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）及び政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）について必要な改正を行うものである。

2. 改正内容

金融機関への振込みにより支出をした場合、

- ① 公職選挙法の選挙運動費用収支報告書に添付すべき書面
- ② 政治資金規正法の収支報告書と併せて提出すべき書面
- ③ 政党助成法の使途等報告書と併せて提出すべき書面

として、

- ・ 振込明細書の写し
- ・ 支出の目的を記載した書面（省令に規定した様式に沿ったもの）

を添付又は提出することとされているが、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることとし、支出の目的を記載した書面を別様で添付又は提出することを要さないこととする。

3. 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日